

商労文教委員会会議記録（第2号）

令和5年 3月 8日

福島県議会

1 日時

令和5年 3月 8日（水曜）

午前 10時59分 開議

午後 3時21分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号添付）及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤 義憲	副委員長	渡邊 哲也
委員	渡辺 康平	委員	三村 博隆
委員	椎根 健雄	委員	佐藤 雅裕
委員	宮本 しづえ	委員	今井 久敏
委員	満山 喜一	委員	瓜生 信一郎

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

佐藤義憲委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開く。

これより教育庁に係る当初予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外6件を一括議題とする。

直ちに、教育長の説明を求める。

教育長

（別紙「2月県議会定例会商労文教委員会教育長説明要旨（当初予算関係）」に

より説明)

佐藤義憲委員長

続いて、財務課長の説明を求める。

財務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、社会教育課長の説明を求める。

社会教育課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、県立高校改革室長の説明を求める。

県立高校改革室長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

以上で説明が終わったので、ここで暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時54分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

佐藤義憲委員長

再開する。

これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

三村博隆委員

教14ページ、4 統合校通学費支援事業について約1,870万円計上されている。今年度の当初予算と比べて2倍程度に増えているが、増額内容を聞く。

県立高校改革室長

令和5年度から統合校が5校増えるため、4年度に比べて倍増している。

三村博隆委員

教21ページ、2図書館施設整備事業は約4,800万円計上されている。今年度は計上されていなかったと思うが、内容を聞く。

施設財産室長

図書館施設整備事業の4,804万1,000円については、電動式書架の増設工事費である。

三村博隆委員

教29ページの3地域運動部活動推進事業は、休日の部活動についてモデル校を指定して進めていくとの説明だったが、そのモデル校の数及び部活動の内容について聞く。

健康教育課長

部活動の地域移行に係るモデル校の指定内容についてであるが、令和5年度は会津若松市を中心に個人競技の中学生を集める部活動参集型を1つ、また総合型地域スポーツクラブのモデルを1つ選定し事業を進めていく予定である。さらに、県内町村支部においても幾つか選定している。

三村博隆委員

参集型との説明があったが、どのようなイメージか。総合型地域スポーツクラブに依頼するのか、外部から学校内に入ってもらえるのか。

健康教育課長

今回の地域移行については、まず休日の公立中学校との縛りがある。週末に各地域を拠点として子供たちを集めて活動を行っていくため、学校には入らずあくまでも地域参集型で進めていくことになる。

三村博隆委員

引き続き推進願う。

最後に教51ページ、福島県立高等学校の統合等に伴う空き校舎等の譲与に関する条例についてである。新しく条例を施行して空き校舎の利活用を進めていくとのことだが、市町村から空き校舎を活用したいとの申出があった際に、内容を勘案し協議した上で譲与することになっている。その協議に当たって、例えば、空き校舎を保管施設や集客施設として活用することはよいが、校舎自体を取り払ってしまうことはできないなど、利活用の内容などを県が制限することはあるのか。

県立高校改革室長

空き校舎の状況はそれぞれ違うため、その状況を確認しながら市町村との話し合いを進めていきたい。また、利活用を検討する中で校舎を使うのか、土地だけなのかなどの具体的話については、市町村の考えや様々な意見を聞きながら幅広く検討していきたい。

三村博隆委員

様々検討することが多いと理解した。

今回は条例を制定して進めるが、条例がなくても空き校舎を何らかの形で市町村に譲与することは可能かと思う。条例を制定することで、例えば財産を市町村に移す手続が簡単になるなどのメリットはあるのか。

県立高校改革室長

現行条例は、県が市町村等へ有償、無償問わずに譲渡、貸与する場合の一般的な考え方を定めたものになっている。県立高校改革に伴う地域への対応の必要性を鑑みて無償譲渡することについては、現行条例で対応していないため新たに条例を提案した。

渡辺康平委員

教2 ページ、1 指導不適切教諭等の資質向上事業の内容を聞く。

職員課長

本事業はいわゆる指導が不適切な教員に対する研修に係る経費を計上している。教育公務員特例法の中で指導改善研修が必要であると認定された教諭等は研修を受けてもらうことになるが、認定の際には福島県公立学校指導不適切教諭等審査委員会を開催し審議する。その諮問委員会の開催経費として計上している。

渡辺康平委員

指導不適切とされる教職員の不祥事に関しては度々委員会でも取り上げてきた。本事業の89万5,000円は、審査委員会の開催旅費か。また、指導不適切教諭の研修旅費との認識でよいか。

職員課長

審査委員会の開催に係る経費としての委員の報償費、旅費等である。認定を受けた教員の指導改善研修は、県教育センターが実施する研修を中心に受講してもらうことになる。

渡辺康平委員

この事業は新規事業ではないのか。

職員課長

従来から計上している予算である。

渡辺康平委員

了解した。

次に教13ページ、1 学校改革推進事業についてである。先ほど三村委員から質疑のあった条例に関連して、市町村との協議に係る経費についても本予算を使うとの説明だったと思うが、再度具体的に聞く。

県立高校改革室長

教育庁との併任職員を各地方振興局に配置し、市町村との対話を進めていく中で、何か調査するなど検討に要する予算的な裏づけも必要であるため、検討過程で必要となる金額を計上した。

渡辺康平委員

今後、空き校舎の利活用について市町村と協議していくと思うが、例えば協議会を設置して外部専門家を招く際もこの予算を使うとの認識でよいか。

県立高校改革室長

市町村と協議する際に協議会を設けることはない。市町村の意向をよく聞き取りながら検討を進めていく形を考えている。市町村と地元の話し合いの中で参考とするため、先進的な事例などを調査する際に必要な予算を準備したものである。

渡辺康平委員

了解した。

次に教23ページ、1 阿武隈川上流河川改修事業遺跡発掘調査費について、新年度どのような事業を行うのか。

文化財課長

災害関連事業として阿武隈川上流に遊水地を設ける事業があり、それに伴う発掘調査の費用である。

渡辺康平委員

昨年度も計上されていたと思うが、新年度はどのような計画で実施していくのか。

文化財課長

須賀川市の滑石地区約7,000㎡を調査する予定である。

渡辺康平委員

須賀川市滑石地区での調査はどの程度かかる予定なのか。

文化財課長

来年度1年間で約7,000㎡を調査する予定を立てている。

宮本しづえ委員

法律上、開発事業を行う者が基本的な文化財調査を行うことになっている。遊水地の設置は国の事業であるが、県はどのように関与するのか。

文化財課長

委員指摘のとおり国の予算であり、県が委託を受けている。(公財)福島県文化振興財団に委託し調査を行う。

椎根健雄委員

教11ページ、7震災と復興を未来へつむぐ高校生語り部事業において、県内外及び海外の高校生と交流を行うとのことだが、具体的に説明願う。

高校教育課長

当該事業では、今年度行ってきた取組に加えて海外で交流する機会を設けている。また、県外での交流機会を拡大するほか県立高校のみの実施から私立高校の活動も支援する内容を盛り込み予算計上している。

椎根健雄委員

海外との交流における人数や学校数など、規模はどの程度か。

高校教育課長

海外遠征の参加者は延べ18名を予定している。加えて引率教員分の予算も計上している。

椎根健雄委員

海外はどの地域を考えているのか。

高校教育課長

アジアを中心として考えている。

椎根健雄委員

教11ページ、2WWLコンソーシアム構築支援事業については、ふたば未来学園を拠点校に指定して海外との連携、研修を行っていくとの説明だったが、内容を聞く。

高校教育課長

WWLはワールド・ワイド・ラーニングの頭文字であるが、現在ふたば未来学園中学校・高校において、本県における原子力災害からの復興を果たし持続可能な社会を創造していくグローバルリーダーの資質能力の育成に取り組み、探究等の活動を行っている。そこに進学指導重点校である会津学鳳中学校・高校及び県外の2校を加えネットワークをつくり、大学の学びの先取り履修を行っていく予定である。さらに、海外の高校等とも連携しながら地域や国内のみならず世界へ発信していきけるような様々な探究の学びを構築していく内容である。

椎根健雄委員

これも海外とのことだが、どの程度の規模でどこの地域との連携を目指すのか。

高校教育課長

ドイツやニュージーランドの高校等と連携を深めていく。

椎根健雄委員

教12ページ、4ふくしまの高校生海外留学応援事業はアメリカの大学に入学するための育成など留学支援を行う事業とのことだが、現状について聞く。

高校教育課長

本事業は今年度からスタートした。現在1期生が海外の留学支援プログラムを学んでおり3月末に最終回を迎える。また、次年度大学に留学する者に対する支援1名分を今年度募集したが1次募集で応募がなく、再募集でも応募がなかった。次年度は今年度学んでいる1期生に加えて2期生も加わり、留学の準備プログラムを学ぶことになる。

椎根健雄委員

海外に向けた事業が様々展開されるため、しっかり取り組んでほしい。

続いて教16ページ、安積中高一貫校整備事業についてである。令和7年度の開校に向けて5年度分の年割額は約10億円であるが、いよいよ校舎の解体を始め事業が進むと思う。今年度の事業内容について聞く。

施設財産室長

既存校舎の解体、改修及び新校舎の建設に着手する予定である。

椎根健雄委員

かなり狭い場所での工事になると思うため、生徒のけがに注意し授業に支障のな

いよう進めてほしい。

関連で、一貫校に関しては令和5年度初めを目途として教育の基本計画をつくることになっているが、どの辺りまで進んでいるのか。

県立高校改革室長

令和5年度のなるべく早い時期に教育内容に関する基本計画を示せるよう詰めている。なお、それを踏まえて5年度中には該当となる小学生、保護者等への説明会ができるよう準備を進めている。

宮本しづえ委員

教育予算の大部分は教員の人件費であるが、新年度で幾つかの変更要因があると思うため、その辺りの人数関係を聞く。

1つ目は国が段階的に35人学級を進めており、新年度は小学4年生が35人学級になるが、それにより本県の正規教員が義務標準法上何名増えることになるのか。

また、新年度には小学校高学年でも教科担任制が認められるが、それに伴い何名増えるのか。

全国的には義務標準法上増えたとしても、子供の人数が減っているため教員の定数は減ってしまう。本県でも同じことが起きると思うため、その辺りの関係が分かる一覧があれば示してほしい。

財務課長

まず、前提となる教職員の人件費の積算について説明する。

積算の考え方は毎年ほぼ同じである。当初予算においては11月1日現在の在職者をベースに定数条例の増減や定年退職、新採用、再任用など、様々な増減要因を加味した上で調整して決められている。また、正規職員以外の補充分の教職員については、過去3年間の休職者数の実績を考慮して決められている。

今回の人件費は積算の結果、常勤職員は全体として94名程度減っている。当初予算においてはそのような積算であるが、教職員数は年度内の変動が大変大きいいため補正予算で現況に修正して対応している。

当初予算の段階では細かい定数や細部まで対応できないため、次年度減員数などを配慮しながら補正していくことになる。

義務教育課長

教科担任制については、義務標準法上の人数ではなく教科担任制推進加配により

加配されるものである。令和4年度は43名の加配であったが、次年度はさらに教科担任制を推進するため69名に増やす方向で進めている。

宮本しづえ委員

財務課長の説明のとおり、当初予算計上はそのような仕組みだと思う。ただ、国の制度改正があり理論上の人数は出てくると思ったため聞いた。

理論上、義務標準法による正規教員は94名増えるとの解釈でよいか。

財務課長

積算結果の94名は、今年度と比較して減少する人数である。

宮本しづえ委員

子供の人数などで結果的に減少すると理解した。

実際には正規教員と非正規教員で人件費は成り立っているが、小中学校、高校、特別支援学校における正規教員と非正規教員の人数構成の一覧は出せるか。

佐藤義憲委員長

ただいま宮本委員から資料請求があったが、執行部は提出可能か。

義務教育課長

可能である。

佐藤義憲委員長

いつまでに可能か。

義務教育課長

明日の夕方までには提出できるように準備を進めたい。

佐藤義憲委員長

それでは明日の夕方までに15部の提出を求める。

宮本しづえ委員

今年度も東北で一番教員が不足している状況である。本県の教員不足を解消するためには正規教員を増やす観点でなければ難しい。県独自の措置も含めて対応が必要であり、現状の人数を知りたいため資料提出を求めた。

次に、教14ページの6新南会津高校通学バス運行支援事業に関連して、南会津高校には通学する生徒と寮に入る生徒がいるが、見込みの人数を聞く。

県立高校改革室長

現在、入学者選抜試験を実施しており、統合校開校に合わせて寄宿舎の供用と通

学バスの運行を想定している。利用者の状況に応じて、バスの運行区間などを整理しながら進めていきたい。また、寄宿舍については、該当となる南会津町西部地区の南会津中学校学区や館岩中学校学区に行き事前説明をしているが、館岩中学校での説明では、寄宿舍の利用を考えている生徒や保護者の参加もあった。また田島高校の在校生についても寄宿舍の利用希望の有無を現在聞いているところである。

宮本しづえ委員

予算額算定に係る考え方を聞く。

県立高校改革室長

寄宿舍の定員を考える段階においては、各中学校の卒業見込者数を基に、過去3年間の進学先の割合なども考慮し、南会津統合校に進学すると推計される生徒数が3学年そろった時点で必要な規模を設定した。2人部屋で13部屋、26名となっている。

バス利用については、南会津町の協力を得ながら通学手段として確保しようとしているが、正式には今定例会で予算を認めてもらい執行する運びになると思う。

宮本しづえ委員

確かに入学者選抜試験が終わっていないため確定した人数が出ないのはそのとおりであるが、予算計上されているため、どの程度の割合を見込んだのかは分かるのではないかと思いついた。

運行地域や通学費用についての資料は提供されているためおおむね分かったが、地元がまだ納得していない状況が続いていることを前提にこの問題を考えていかなければならないと引き続き述べておきたい。

次に教3ページ、6県立学校空調設備整備事業の約2億3,900万円についてである。基本的にPTAで設置したエアコンも含めて県が燃料費を負担するとの考え方だと思う。設備も基本的には県の所有にしていくと思うが、事業内容と今後の基本的な考え方について再度聞く。

施設財産室長

県立学校空調設備整備事業の考え方について、令和5年度に予定している事業は大きく3点ある。1点目が、PTAが買取り方式で設置した機器のうち老朽化した機器を県費で更新するものである。2点目が、利用状況から整備が必要と考えられる教室等に設置していくものである。3点目が、故障した設備の更新、修繕を行う

ものである。

宮本しづえ委員

P T Aが設置した古い設備を県費で更新するとの意味か。まだ使える設備については燃料費だけを県が負担するとの考え方か。そして、設備のリース料を払っている学校もあると思うが、県はその負担をしないということか。

財務課長

P T Aで設置したエアコンに係る費用のうち、普通教室に係るリース料または維持管理経費については補助金の対象にして各学校のP T Aに交付している。考え方としては、リース料や賃借料などがあれば補助対象に入れて対応している。

宮本しづえ委員

基本的に普通教室に係るものについては保護者負担は生じていない、生じさせないとの方針で対応しているとの理解でよいか。

財務課長

そのとおりである。

宮本しづえ委員

実際に学校における保護者負担を調べると、空調設備の電気代負担がまだ残っている。基本的に全て県費で持つことになっているとの答弁だが、保護者負担が生じているところがあるのはなぜか。

財務課長

県の補助金対象はあくまでも日常的に児童生徒が学習活動を行う普通教室に限っているため、それが関係している可能性はあると思う。

宮本しづえ委員

保護者負担の金額を見るとあまり変わっていないため、普通教室分は県費で賄われているのか現場の状況を調査し、保護者負担が起きないように予算計上してほしい。さらに、特別教室分は予算措置がないとのことであるが、特別教室についても県がしっかり設置していくとの考え方に立つべきだと思うが、どうか。

施設財産室長

普通教室以外への空調設備の設置については、その教室の使用方法を踏まえて、設置の必要性などを判断していきたい。

宮本しづえ委員

必要性と言うが、エアコンは学校設備の1つであり、夏の厳しい暑さの中で学習するのは大変であるため必要なものと判断して設置すべきと思うため要望とする。

次に、教5ページの2ふくしま幼児教育研修センター事業についてである。幼稚園と小学校の連携をスムーズにすることが目的かと思うが、設置の経緯を聞く。

義務教育課長

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると考えており、非認知能力を高めるのも幼児期だと思っている。質の高い幼児教育の提供が大切だと考えられる一方で、本県においては就学前の施設が626園存在するが、公立幼稚園は義務教育課、私立幼稚園は私学・法人課、保育所及び認定こども園は子育て支援課がそれぞれ所管しており、研修の機会や内容には違いが生じているのが現状である。

そこで、幼児教育研修センターを設置することにより担当が一元化できるため、公立、私立または施設類型の垣根なくセンターを拠点にして、園同士や園と小学校をつなぐことで幼児教育の質の向上を図っていきたいと考えている。また、小学校との円滑な接続を進め、いわゆるかけ橋期における学びの連続性をしっかり支える役割をセンターが担うよう新たに事業を立ち上げて予算計上した。

宮本しづえ委員

教育長説明要旨に記載の3つのモデル地区はどこを指すのか。

義務教育課長

モデル地区は、浜、中、会津にそれぞれ1市町村を指定することを考えている。

宮本しづえ委員

幼児を扱う施設は認定こども園、幼稚園、保育所と分かれている。幼稚園と保育所はそもそも教育機関か社会福祉施設かとの法律上の違いがある。そこで行われる保育の内容も違う。特に保育所の場合は、家庭に代わる育児をする施設との位置づけが強かった。そこに教育的な要素を入れていくということなのかと思うが、それが本当に保育所にとって必要なことなのかとの率直な疑問があるため、センターの役割をしっかりと考えていかなければならない。特に施設そのものの役割をしっかりと果たさせる点でも偏りがあるのは心配である。十分慎重に検討してほしいが、そのような心配はないか。

義務教育課長

幼稚園で子供たちは遊びを通して様々なことを学ぶ。それをしっかり保育所は見取らなければならない。ただ利口にしていけばよいのではなく、遊びから様々な価値を見いださせなければならない。そのような保育者としての資質を高める研修を一律に行いたいとの思いで本センターを立ち上げることにした。

今井久敏委員

教10ページ、2ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業について具体的に聞く。

高校教育課長

高校生の就職に関する事業である。進路指導アドバイザーを県内に34名配置して、高校3年生の進路に関する相談やあっせんまたは事業所開拓等を含めて進めていく。また、本事業は委託により実施するが、県外の高校3年生から問合せがあった場合には、委託先から該当地区の進路アドバイザーなどに連絡し情報提供する。

今井久敏委員

了解した。

次に、先ほど質疑のあった発掘に関することについて、国からの委託を受けて県が事業を実施することだったが、発掘作業員の労務費も予算に計上されているとの認識でよいか。

文化財課長

労務費は委託費の中に全て含まれている。

今井久敏委員

本県の発掘に関わる者の人件費は全国的にも大変安いという評価がされている。県は人件費に関して権限があるのか。それとも国の管轄となるのか。

文化財課長

(公財)福島県文化振興財団に委託しているため、人件費は同財団が決定する。

今井久敏委員

本委員会で議論したこの内容や県の思いは、同財団には伝わらないということか。

文化財課長

県が同財団に委託するため、本委員会での議論についても伝えたいと思う。

佐藤雅裕委員

教育長説明にエビデンスに基づく学力向上に取り組むとあるが、教5ページ、3

一人一人を伸ばすふくしま学力向上推進事業についてである。非常にありがたいことに、昨年度比で約1,000万円増えている。直感的には児童数が減っているため、予算が増えるということは何か内容を強化したのかと勝手に想像したが、どうか。

義務教育課長

ふくしま学力調査において、コンピューターを使用して試験を実施するための試行調査費用として計上したものである。全国学力調査も次年度から中学校英語の話すことについてはC B T（コンピューターを使用した試験方式）化が進められ、ふくしま学力調査もいずれはコンピューターを活用した調査に移行することが予想される。すぐにはできないため、試行調査も含めて準備のために増額した。

佐藤雅裕委員

試験自体は変わらないと理解した。

教12ページ、高等学校指導費における学力向上推進費は、昨年度と比べて全体で約3,500万円増額となっており非常に心強い。新規事業の7ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業は、探究カリキュラムなどのシステムを構築するとの説明だったが、具体的にどのようなことをするのか。

高校教育課長

今まで地域課題探究活動においては、4校に地域コーディネーターを配置して地域の課題を探究したり、課題解決型の学習を展開していた。来年度は地域コーディネーターを県内7地区に配置して、今まで学校の中で展開し点で実施していたものを、7地区の面で展開するとの考え方でプラットフォームを構築した。若手人材や地域人材などをコーディネーターに発掘、橋渡しをしてもらい、課題解決学習等に生かしていく。また今までの課題学習ではどうしても担当や学年が変わると途切れてしまうこともあったが、つながりが途切れないようにプラットフォームを構築して進めていきたいと考えている。

佐藤義憲委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤義憲委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、ここで暫時休憩する。

再開は、午後2時15分とする。

(午前 2時 4分 休憩)

(午後 2時15分 開議)

佐藤義憲委員長

再開する。

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

三村博隆委員

先ほど運動部活動の地域移行について質疑した際に、会津若松市などを中心にモデルを指定して進めていくとの説明だった。この事業はあくまでも休日の取組として、総合型地域スポーツクラブなどに委託することだが、ある程度一貫した指導をする上で平日との関わりがなければ難しいのではないかと思う。地域移行における平日との関係はどのように進めるのか。

健康教育課長

平日の活動については、現在スポーツ庁及び文化庁から具体的に示されていない。学校内で行っている部活動をそのまま地域へのイメージよりも、今後は地域で子供たちの受皿をつくりながらスポーツ活動や文化的な活動を盛んにしていく流れになるため、現段階では現在行っている部活動として進んでいくことになる。

三村博隆委員

これからモデル指定して事業を進めていく中で当然課題が出てくると思うが、平日との関係も課題の一つとして上がってくると思うため、それらを踏まえた上で今後進めてほしい。例えば会津若松市でのモデル事業を今後段階的に他地域に広めるようになるが、受皿の部分で同じ状況の地域はほとんどなく課題が多いと認識している。受皿となる団体そのものがなかったり総合型スポーツクラブに実際に部活動に対応できる指導者がいなかったりすることがあると思うが、今回のモデル事業の後、どのように段階的に進めていくのか。

健康教育課長

委員指摘のとおり、受皿や指導者の問題が大きな課題となっている。学校からど

のように地域移行させていくかについては、県教育委員会サイドが進めるが、これから地域スポーツという位置づけになってくるため県企画調整部スポーツ課や県体育協会との連携が不可欠になる。令和5～7年が改革推進期間であるため、スポーツ部局や文化部局と連携を図りながら、子供たちが迷わないようスムーズな移行に向けて進めていきたい。

今井久敏委員

かねてからどのように展開するのか疑問に思っているが、例えば中学校の合唱部は、承知のように立派な教員が異動するたびにその学校が全国ナンバーワンになっていく。保護者も含めてその教員の思いや情熱をどのように評価し、多忙化解消の中で仕組んでいくのかは、とても大事だと思う。

健康教育課長

これから行われる地域移行において、教員は兼職兼業で指導に当たることが認められているため、各地域で発足される団体で教員が指導に加わることも当然できる。また、文化系活動、特に合唱や吹奏楽などは伝統的に本県を代表する学校が非常に多く、そのような声が県にも届いている。この地域移行については、実施主体が各市町村になっているため、運動や文化活動の移行がスムーズにいくように積極的な情報発信と併せて県内の様々な好事例を発信しながら、何とか形付けできるように今後も取り組んでいきたい。

今井久敏委員

そのとおりであると思うが、結局は指導者の人事は県が持っている。その教員の指導によって学校の子供たちの成長度合いが全く違ってくることは承知のとおりである。県としても、市町村に対して十二分に配慮をしなければならないと思うため、よろしく願う。

渡辺康平委員

先日、高校の卒業式に議長代理として出席した。私の出席した高校は、新型コロナウイルス感染症対応として、まだ校歌を心の中で斉唱していた。せめて校歌は歌うべきだろうと思う。4月の入学式の校歌や国歌に関しては、従来の声を出す斉唱に戻すべきと思うが、どうか。

健康教育課長

今回、文部科学省から卒業式のマスク着用等について通知があり、県もそれを通

知した結果、今回の卒業式になったと考えている。マスクの着用については3月13日から個人の判断になるが、学校においては4月1日から扱いが変わるため、入学式等を含めて新学期における取扱いについて文部科学省通知を待っている状況である。届き次第、県内の学校に通知し具体的な対応を検討していきたいと考えている。

渡辺康平委員

これ以上は質問しないが、せめて校歌ははっきりと歌えるようにしてほしい。要望である。

次にSNS教育についてである。今、迷惑系ユーチューバーによる飲食店における迷惑行為や連続強盗事件が話題となっており、両方に共通しているのがSNSの活用である。学校において昨年からのSNSの利活用について教育していると思うが、このような事件を起こすとどうなるのかをしっかりと教育すべきではないか。

義務教育課長

まず現在実施している事業として、児童生徒のメディアリテラシーの育成を目指すために県内7地区12校をモデル校に設定し、情報モラルについて実践を行っている。その実践事例を義務教育課のホームページに掲載して、県内に広く周知を図っている。また周知だけでなく、県内7地区でICT活用の地区別研修会を開き、各学校必ず1人に参加してもらって、情報モラルの研修を行っている。参加者は学校に戻り伝達講習をしてもらうなど、研修に力を入れている。また各学校では、道徳や学級活動の時間において人権教育と合わせて情報に関する教育に力を入れており、今後も大事な視点になると思っている。

渡辺康平委員

今回の2つの事件は、明らかに倫理感の低下に伴うものである。このような犯行、トラブルを起こしている者は自分の見たいものしか見ておらず、それ以外のものを見ていないことが分かっている。SNS教育を県内全域で実施していないのであれば、道徳教育でしっかりと県内全域で早急を実施しなければ、本県出身者で同じようなことを起こす者も出てくる。ぜひ道徳教育で実施してほしいが、どうか。

義務教育課長

道徳教育を中心としながら、広い意味での人権教育をしっかりと進めていきたい。

宮本しづえ委員

コロナ対策経費について幼稚園は予算計上されていることが分かったが、小中学

校、高校、特別支援学校ではどのように計上されているのか。まだ感染が収まっていない中で、学校としてはしっかり対応できるような機材の整備が必要ではないかと思うが、どのように考えているのか。

財務課長

令和5年度の新型コロナウイルス感染症に関連した予算について説明する。まず、県立高校と特別支援学校の保健衛生用品に関しては、2月補正で国からの交付金を活用して予算化しており、それを繰り越して次年度に執行することとしている。また当初予算においては、教職員の感染対策経費として学校保健特別対策事業670万円、スクール・サポート・スタッフのコロナ対策として、義務教育は約4億4,700万円、高校は約6,600万円、特別支援学校は約2,000万円を計上している。また、特別支援学校のスクールバスの増便に係る経費として約8,700万円を計上している。

昨年度、補正予算で計上した修学旅行キャンセル料については、例年必要に応じて補正で対応しているため、当初予算では計上していないが現在予測し得る対策経費は予算計上していると認識している。

宮本しづえ委員

了解した。国は予備費でしか対応していないため、具体的に項目が出てこないのかと心配して聞いた。

次に本会議で、体育館の空調設備についても設置すべきではないかと質問した。国は、体育館の空調設備について二重窓など機密性をしっかり高めながら設備を設置する場合には補助率を今までの3分の1から2分の1にするとしている。特に福島市は暑いため、体育館にも必要である。また、大規模な災害が起きれば、高校の体育館も必ず避難所になる。避難所になった際に、寒いあるいは暑い体育館で避難生活を送ることは関連死にもつながっていくため、災害対策としても体育館の空調設備はぜひ検討すべきだと思う。この補助率の引上げを大きな契機として検討すべきだと思うが、どうか。

施設財産室長

先ほど令和5年度で計画している空調設備の考え方を説明したが、当面PTAが設置した機器の更新や利用状況から設置しなければならない教室への設置、故障した設備の更新と修繕を計画的に行っていく予定としている。

宮本しづえ委員

それは一步前進であるが、そこにとどまらず、せつかく国が補助率を引き上げるため、暑くて寒い本県においてはぜひ検討すべきではないかと述べておく。

次に学校のデジタル化について、福島県G I G Aスクール運営支援センターを設置するとのことだが、実際は民間事業者に業務委託することになると思われる。県は、どのような立てつけで設置するのか。

教育総務課長

委員指摘のとおり、民間業者に委託する。福島県G I G Aスクール運営支援センターでは教職員や児童生徒を対象として支援するが、児童生徒に関しては休日や長期休業中も含めて、パソコンの使い方が分からなかったり困っていることに対してヘルプデスクの対応を想定している。それに加えて、児童生徒一人一人にアカウントの配布を行っているため、アカウント管理業務の委託を予定している。

宮本しづえ委員

委託事業者はどこになるのか。

教育総務課長

まだ公募していないため、実際に契約した段階で決まることになる。

宮本しづえ委員

国の通知を見ると、複数の自治体が連携してセンターを設置運営する場合は国が補助するとある。県としてどのような形でセンターを設置することになるのか。

教育総務課長

希望のある市町村と連携する形で運営支援センターを設置したいと思っている。

宮本しづえ委員

子供たちのアカウント設定について、何のためにどのように使われるのか説明がほとんどない中でアカウントの設定を求められ、非常に不安との声を保護者から聞いた。学校のデジタル化については、個人情報がどのように管理され利用されるのか不安が大きいため、使用目的を丁寧に説明しなければならないと思う。実際に実施する市町村立学校に対して、しっかりと説明するよう指導願う。ほとんどの子供たちがこのシステムに登録されており、個人情報は全部そこで一括管理されていると考えてよい状況にある。だからこそ余計にしっかりとした情報管理が必要だと述べておく。

次にデジタル化の推進について、紙媒体でしっかり文字を読み、そこから物事を

理解し創造する力を養う点から、やはりデジタル化には問題があるのではないかと
の指摘が先日の民友新聞の記事にあった。子供たちの創造性や物事を考える力を養
う点において、過度なデジタル利用は慎重にすべきとの指摘であったが、これは非
常に重い指摘だと思っている。一路デジタル化ではなく、考える力、理解する力を
養うことを教育の中ではしっかりと位置づけてほしい。各市町村の教育でも考慮す
るよう県から指導すべきだと思うが、どうか。

教育総務課長

委員指摘のとおり、デジタル化、ICT化に関してはメリットもあればデメリット
もある。それは今回のコロナ禍で急速にデジタル化が進んだことによって明らか
になった点だと思っている。ただ一方でメリットも大きいと、デジタルとリアル、
ICTと紙それぞれのメリット、デメリットをうまく使い合わせて、子供たちがし
っかりと創造性を育むことができるよう、ICTに使われるのではなくICTを使
いこなせるよう施策を進めていきたい。

宮本しづえ委員

本会議で、不登校の問題や特別な支援を必要とする子供たちが増えている問題に
どのように対応していくのか質問した。国においてスクールカウンセラーなどの重
点的な配置を増やす措置を講じることになったが、本県では重点配置の増加分はど
の程度見込めるのか。

義務教育課長

令和4年度については、小中学校と高校に合計419校、延べ166名のスクールカウ
ンセラーを配置しており、次年度に向けても同規模で配置できるよう計画している。
なお、中学校、高校については全校配置、小学校については、学区の中学校に派遣
されているスクールカウンセラーに相談できる体制をしっかりとつくっていきたい。

宮本しづえ委員

今の課長答弁は、人数は増えないということか。

義務教育課長

本県ほど手厚くスクールカウンセラーが配置されている県はない。東日本大震災
被災県ということもあり、ほぼ全校に配置しているが、これを何とか維持できるよ
うに国に要望し続けているところであり、次年度に向けても同規模で配置できるよ
う計画している。

瓜生信一郎委員

当初予算で既に質疑が出たが、議案第49号、福島県立高等学校の統合等に伴う空き校舎等の譲与に関する条例について賛成の立場で質問する。

無償譲渡でさらに5年間3億円のおまけ付きであり、これは今まで要望してきた市町村にとって大変喜ばしいことであると思うが、教育庁と企画調整部がどのように調整して進めているのか。

県立高校改革室長

知事部局との連携による進め方についてであるが、今回の新たな条例の制定に関しては教育庁から提案し、県で保有する学校の解体費についても教育庁が担当している。校舎や土地等を利活用して市町村が事業を実施する場合の補助金は、企画調整部が対応する形で考えている。

瓜生信一郎委員

地方振興局に教育庁職員を併任するとの説明があったが、職員の市町村との関わり方やこれからの進め方については、具体的にどのような考えで配置するのか。

県立高校改革室長

進め方についてであるが、隔週で担当職員と市町村の担当職員が一緒に案を検討していく。対象となる学校の財産や耐震性能についてそれぞれどのような状況になっているのか確認しながら、どう利活用していくのか検討する。検討した内容は、教育庁が開催する報告会に各地方振興局の担当職員を集め、検討の進捗状況等の報告と同時に各地区の状況を共有して参考としながら、より検討を深めていく進め方をしていきたい。

瓜生信一郎委員

そのように進めることが一番よい方法だと私も思うため、ぜひともよろしく願う。一方で、立地する市町村では引き受けることができなかつたり、活用したくてもできない状況が発生する可能性も否定できない。そうなった場合、教育庁としてはどのように市町村と話し合うのか、想定しているのかも含めて聞く。

県立高校改革室長

市町村と協議検討を進める中で、なかなか活用に至らない可能性もあると考えているが、現在は支援策を考えたところであり、こちらから様々な情報提供をしながら、あるいは他県の事例も参考にしてもらいながら検討してもらおう形で、まずは利

活用に向けて話をしていきたいと思っている。

瓜生信一郎委員

地域活性化のためにも利活用に結びつくバックアップをしてほしいと思う。

以前に統合した高校について、既に校舎を壊して更地になっているところもあるが、その学校には本条例は適用されず、市町村に譲渡するとなれば、市町村は買わなくてはならない。高等学校改革の前期、後期計画に伴う条例であるため、どうしようもないことではあるが、計画前に統合した空き校舎では、夏になると草が生えて苦情が出たりしている。この問題についてこれからどのような考え方で進めていくのか。空き地を処分するのか、あるいはいつまでも県の財産として所有していくのか。教育庁で答えられる部分があれば聞く。

県立高校改革室長

今後、市町村がどのように考えているのか確認していきたい。

瓜生信一郎委員

跡地をいつまでもそのままにしておくわけにいかないため、しっかりと整理する方向で市町村と話してほしい。

満山喜一委員

川口高校について聞く。

現在、川口高校は全国から生徒を募集しており、県内外から生徒が入学していると聞いている。通学できない生徒のための学生寮は金山町と県が共同運営していると思うが、生徒の状況を含めて現状を聞く。

県立高校改革室長

金山町が建設した若桐寮には、川口高校の生徒として他県、他地区、あるいは会津若松市学区から来ている生徒が入寮している。その多くは、他県、他地区から入学した生徒である。寮の運営については、入寮者の割合に応じて県が負担する形で共同運営している。

満山喜一委員

間もなく新年度になるが、新1年生も含め人数はどのように見込んでいるか。

県立高校改革室長

今年の受験者29名のうち他県等から入寮を希望している生徒が17名ほどいる。来年度の入寮状況はほぼ定員に近くなる。

満山喜一委員

新1年生については分かったが、2、3年生を含めて定員が男女各26名と聞いている。来年度はその定員でカバーできるのか。

県立高校改革室長

具体的な人数は手元にないが、金山町から男女の内訳も提出されており、寮全体の枠の中で来年度は収まると聞いている。

満山喜一委員

人数的に男子が増えており、女子分でカバーしなければ入寮できないのではないかと。その辺りの考え方について聞く。

県立高校改革室長

本来はフロアごとに男女を分けているが、女子の入寮者が若干少ないこともあり、女子フロアに仕切りを設けて男子生徒を女子フロアにも入れることで寮全体として全ての入寮希望者が入れる想定で、金山町と相談している。

満山喜一委員

その方法がよいのか私は判断できないが、しっかりとした考え方の中で男女別にする必要があると思うため、よろしく願う。

また、来年度以降も勧誘を頑張り、川口高校への入学希望者が増え女子も増えた場合、すぐに寮を大きくすることもできない。その辺りの考え方はどうか。

県立高校改革室長

再来年度の受入れについて、今まさに金山町と協議しているところである。町が身元引受け人となり川口高校に通学させる取組であり、まずは町が生徒の生活スペースを確保してほしいと話している。そして、それを上回るような応募状況があった際には、再来年度の話であり検討の域であるが、対応案として新たな施設を設けることなどについて相談しながら進めている。

満山喜一委員

考え方としては分からないわけではないが、それほどニーズは増えないだろうとの想定の下で進めているのかと思う。金山町とすれば、本気になって町を残そう、大きくしよう、少しでも人口が減らないようにしようとの考えの中で全国展開し、川口高校を町の核としてまちづくりしようとしている。もし入寮希望者が増えれば、地域の下宿の活用も検討するとの話だと思うが、しっかりした考え方を県教育委員

会として持って話を進めてもらいたい。

また、寮の夜間における管理運営はどのようになっているのか。

県立高校改革室長

寮の運営については、町雇用の舎監と日中の寄宿舍指導員で行っている。加えて今年度の夜の舎監業務は、川口高校の教員が月曜日の夜から木曜日の朝まで共に行っている。

満山喜一委員

教員にカバーしてもらっているとのことだが、働き方改革を進める中で舎監業務は教員の負担にならないのか。

県立高校改革室長

委員指摘のとおりであり、令和5年度からは県雇用の職員を教職員に代わる舎監として配置するよう進めている。

満山喜一委員

来年度からは県雇用で生徒指導ができる専門員を配置するとのこと、了解した。寄宿舍も含めて教員の負担にならず、川口高校のすばらしさをPRしたり、地域がよくなる展開をするような考え方も県教育委員会として持ってほしいと思うため、よろしく願う。

瓜生信一郎委員

満山委員の質問に関連して、川口高校と西会津高校は政策的に残し統廃合はしないことを数年前に決定したと思う。その意味では、その場限りのことではなく常に将来も考えながら長いスパンで計画を立てて学校経営をしてもらいたい。要望とする。

宮本しづえ委員

川口高校の寮について、県が設置した寮と金山町が設置した寮の2棟を見せてもらった。町が寮を設置した理由は、県の寮が土日は閉鎖されてしまい、他県等から来て帰宅できない生徒の居場所がなくなるため、リース方式で寮を設置したと町から聞いた。これは県として極めて不十分な寮の運営だと思い驚いた。

今の話を聞いて気になったため、県が設置した川口高校の寮の現状を聞く。また、他の宿舎についてはそのような問題はないものと理解してよいのか確認したい。

県立高校改革室長

県の寄宿舎の現状である。そもそも川口高校に係る県の寮は、只見町から川口高校に通いたい生徒、昭和村や柳津町の交通の便が悪い地域から通いたい生徒など、地域の通学困難な生徒のために設置されたものである。そのような対象生徒が昨年度は数名入っていたが、生徒の段階的な卒業に合わせて、近々女子と男子は各1名になってしまう状況があった。そのため、その男子生徒は他県、他地区から来ている生徒が対象の若桐寮に移り、女子生徒も卒業生が出てしまうと1人になってしまうことから若桐寮に受け入れてもらった。県の寄宿舎は非常に老朽化が著しいこともあり、昨年度途中に入寮者はゼロとなった。

宮本しづえ委員

もう県の寮は取り壊すということか。

県立高校改革室長

そのような話ではなく、現在利用者はいないが、町が設置した若桐寮に生徒を集約する形で受け入れてもらっているため、本来県の寮に入るべき生徒と町の勧誘により入学した生徒の割合によって共同運営として県が応分の負担をしながら進めている状況である。

宮本しづえ委員

金山町からは、数億円ものリース料を負担しなければならないとの話も聞いている。町にとっては大変な負担をしながら、人口を増やしたい、子供たちをそこにとどめて町の発展に寄与したいと、頑張っ寮を設置したとの思いも聞いた。県の寮運営の在り方に問題があったため町の負担が増えてしまったと私は理解した。室長は地元のための寮だと述べたが、地元ではない生徒が入ってきた際に以前と同様の運営をしてしまったため町がそのような判断をせざるを得なくなった。今後同じようなことが起きないように実態に合った寮の適切な運営の在り方に配慮するよう要望する。

次に条例の関係で1点確認する。

博物館法の改正によって、県立美術館や博物館等に関する条例改正案が出ているが、博物館法の改正内容と目的を聞く。

社会教育課長

博物館法については、約70年ぶりの改正である。この背景にあるのは博物館を取り巻く状況が大きく変化する中で、博物館に求められる役割や機能が多様化、高度

化したことを受けて、まず地域と多様な主体との連携協力による地域の活力向上が努力義務化された。また博物館資料のデジタルアーカイブ化が追加され、さらには博物館の設置主体の多様化が認められるようになった。今までは、地方公共団体、社団法人、財団法人等に限定されていた博物館の設置主体が、今回の改正によって会社立や学校法人立などにも拡大されるなど、大幅な改正となった。

宮本しづえ委員

本県の美術館や博物館の運営は、条例上どのように変わるのか。

社会教育課長

本条例に関して運営等は基本的には変わらない。現在、約20施設が博物館法に基づく登録等を行っており、今後5年間で新しい博物館法にのっとった形での登録手続が必要となる。

佐藤雅裕委員

議案質疑でも出たが、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業について聞く。ふたば未来学園高校が採択されると思うが、同校は以前SGH（スーパー・グローバル・ハイスクール）にも指定されていた。それとの関連性はあるのか、どのような位置づけで本事業を進めていくのか聞く。

また、コンソーシアムを構築する際に管理機関を中心に置き、その周りに学校や関係企業、研究主体が置かれる図になっているが、この管理機関はどこが務める予定なのか。

高校教育課長

まず、ふたば未来学園高校は開校当時、SGHの形で事業展開してきた。グローバルとのことで地域のみならず、最終的には国内外の問題に対しても研究を深めて探究してきたところである。地域との連携協働との形で厚みを増したものを今年度まで実施してきたが、それをこのWWLの展開につなげていきたいと考えている。さらなる深みと奥行きを学びの中に設定していきたい。

なお管理機関は県教育委員会になる。

佐藤雅裕委員

私もこのような様々な新しい取組に期待したいと思う一方で、教育長説明にもあったが、新しく4月から設置される福島国際研究教育機構（F-R-E-I）と本県がどのように絡んでいくのか大きな課題になってくる。その一つとして、このWWL

が位置づけられたのかと個人的に想像しながら事業のポンチ絵を見ていた。福島イノベーション・コースト構想やF-R-E-Iとの関連性は視野に入っているのか。

教育総務課長

F-R-E-Iの人材育成の裾野を広げていくためには、WWLコンソーシアム構築支援事業において県内の初等中等教育機関からシームレスに人材育成をしっかりとつなげていく必要があると思っている。その観点で今回の拠点校をふたば未来学園高校として連携校も県内に設定し、ふたば未来学園高校で行っている取組を含めて県内に広くその取組を広げていくことを構想している。委員指摘のとおり、F-R-E-Iの設立を好機に捉え、しっかりとした人材育成のツールの一つとして実施していきたいと思っている。

佐藤雅裕委員

ぜひ期待してこれからの展開を見ていきたい。県教育委員会を批判するわけではないが、管理機関が県教育委員会では重荷になってくる部分もあるのではないかと。これから最先端の様々な業態の話がF-R-E-Iで議論され、民間企業との連携も出てくると思う。これからの方向性の中でしっかりと束ねられるよう、県教育委員会の中で機能強化してもよいし、外部人材を入れながら司令塔として発揮できるようコンソーシアムを構築してほしいと思うため、よろしく願う。

佐藤義憲委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に請願の審査に入る。

本委員会に付託された教育庁に係る請願4件を一括議題とする。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤義憲委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願72号について各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

これは大変切実な要求であるため、ぜひ採択の方向で願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願72号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願81号について各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

高校の統廃合については様々な地域からも要望があった。地域の要求をしっかりと聞いて検討すべきである。ぜひ採択の方向で願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願81号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願124号について各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

これは何度も言っていることだが、都道府県のうち半分は公費負担を実施している実態があるため、本県でもそのような取扱いをすべきだと考える。採択の方向でぜひ皆の賛同を願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願124号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願125号について各委員の意見を尋ねる。

宮本しづえ委員

この件も何度も繰り返し述べているとおりである。

市町村において、補助を新年度に始めたり拡充する割合は79%を超えた。既に8割の市町村で何らかの補助を実施するところまで到達しているため、ここは県が踏み出すときだと考える。採択の方向で、ぜひ皆の賛同を願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願125号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけ

を行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は3月18日に行う。

以上で、請願の審査を終わる。

これをもって教育庁の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

明3月9日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、商工労働部の当初予算関係議案の審査である。

これをもって散会する。

(午後 3時21分 散会)